

紀 要

第 21 号

2008. 3

財団法人 滋賀県文化財保護協会

考古資料のもつ「前提」についての覚書

— 弥生前期「磨製石斧」を題材に「器種分類」と「転用」について考える —

鈴木 康 二

はじめに

日本の考古学における、その前提となる一次資料の操作・理解・解釈とその検証方法のみならず、考古資料そのものに対する根本的な考え方の、再確認・再構築を迫った出来事は、未だ記憶に新しい。表層的な部分のみならず、改めてその根幹にまで踏み込んで現状を省みるとき、「考古学」に供される「一次資料」としての考古資料の整理・提示方法については、再考・再確認を余儀なくされ得る状況が、しばしば見え隠れしているように思えてならない。

日本の先史考古学研究において、「磨製石斧」という用語で呼称される石器器種としては、幾つかのものが挙げられる。例えば、「局部磨製石斧」あるいは「斧形石器」と呼称される石器が後期旧石器^①時代前半に認められるし、また後期旧石器時代終末から縄文時代への移行期には、「神子柴型（系）石斧」と呼ばれる局部磨製石斧が、その類似資料も含めて、一定量存在することが認識されている。続く縄文時代以降では、例えば関西では縄文時代草創期もしくは早期の段階に、部分研磨あるいは全面研磨の「磨製石斧」が散見されるようになって以降、縄文時代から弥生時代を通じて、主要な石器器種の一つとして、常に諸先学・研究者等によって意識されてきた。特に、弥生時代石器研究においては、「大陸」において出土するものと「列島内」に出土するものとの、主に形而上の類縁性を話題にした「大陸系磨製石器」論のなかで、主要な器種の一つとして取り沙汰されることも多かったことは、周知の通りであろう。こうしてみると、この「磨製石斧」として呼称され得る石器は、日本の先史時代を通じて、十分に代表として扱える石器器種であろうし、だからこそしばしば、それぞれの時代の個別資料を対象とした検討のみならず、さらにその系譜・由来や、形而上あるいは技術的な親縁性の有無も含めたその関係性等についての論究の必要性をも、指摘されてきたように思われる。

そこで本稿では、石器、特にその中でもこの「磨製石斧」を例として、考古学の資料操作・提示における前提条件と課題の抽出・整理を試みることにしたい。

1. 筆者自身の立場・視座の整理

さて、具体的に課題の抽出・整理に入る前に、現状での筆者自身の視座を若干整理し提示しておきたい。

筆者は以前、拙稿（鈴木2002a）で縄文・弥生時代の石器研究の現状を概観し、その方法論的な課題等について若干の指摘・整理を試みた。その結果、そもそも石器観察技術の複雑さと特殊性から、本来ならば有用・有効と考えら

れる研究視点が提示されても、それが一般化・普遍化しにくい現状があるのではないかということと、学史や現状で一般的に支持される分類概念が、無前提に汎用性のあるものとして捉えられている場合が多く、新たな視点はその分類概念との整合性の有無によって、しばしば評価されてしまうという現状がある、という2点を指摘することになった。

一方、別稿（鈴木2002b・c）では、縄文時代石器研究における「器種分類」についての課題等を整理するにあたって、以下のような視座・視点を、整理・提示した。

『「石器はそもそも原材料を減少・変形させながら製作されるもの」であり、製作された「石器の形態には製作時の技術（と意識・意図）^②が反映され」、しかも「石器はその使用に際してその形態を変化させていく」ことを、常に意識する必要があることが指摘できよう。そしてさらに補足するならば、それら全ての痕跡が、「遺跡」において「集積」している可能性は考慮せざるを得ない。』^③

この視座に基づけば、それぞれの「遺跡」において確認される石器および石器群は、あくまでその多くが最終的に「放棄」されたものであり、「そのままの形」がそもそも使用時の状態を留めているのかどうかについてでさえ、検討を加える必要性を示唆する。そしてさらに、そのものの観察からは、製作時・使用時のみならず、放棄時さらにそれ以降に生じた様々な変化の痕跡の全てもしくは一部をも留めているということも、改めて認識しておかなければならない。そしてそれらが、出土した状況に応じて常に有機的関連性を想定しうるのと同様に、それを想定できないとする立場も有り得るのだと言うことを、常に念頭におく必要がある、ということをも示唆し得るのである。

これらの拙稿に共通して述べたのは、そもそもその根幹では、一般に様々な状況で提示される考古資料の「型式学的分類」とは、その背景に多かれ少なかれ、その分類基準を提示した研究者の経験と主観、そして「分類の目的」が介在しているはずではなかろうか、ということであった。そうだとすれば、その結果としての「分類及びその基準」自体は、分類目的が合致しない限り、汎用性のあるものには論理上なり得ない。そもそも汎用性のある分類基準が必要なのであれば、当初からその構築自体を目的としなければ、構築し得ないのではないか、と思われるのである。

さて、これらの諸点は、現状の把握を念頭において提示してきた筆者なりの見解である。あくまで今後の検討を進めていく上での、現時点での筆者なりの視座として予め明示しておきたい。

2. 具体的課題の抽出(1)

～器種分類・細分類を中心に～

さて、では具体的な課題の抽出作業に移りたい。考古「一次」資料の操作としては、個別石器群の詳細な検討と情報の提示が基本であり、その中で方法論的な、あるいは前提条件における課題を整理するには、具体的な「一次資料」の再検討が有効であろう。そこで実際に筆者がかつて整理調査に関わった資料の中から、滋賀県守山市小津浜遺跡出土の石器資料を取り上げ、より具体的な検討課題の抽出を試みたい。

(1) 遺跡及び出土石器群の概要

小津浜遺跡は、守山市の琵琶湖岸、烏丸半島(現滋賀県立琵琶湖博物館所在地)の東側、旧野洲川による沖積平野に広がる、弥生時代前期前半期に帰属する遺構・遺物を主体とする遺跡である(図1)。紙幅の都合から詳述はしないが、土器を中心とした資料の検討からは、縄文時代晩期終末から弥生時代前期への、当該地域の実態に迫ることが可能な資料として注目されている⁴⁾。

確認された石器器種としては、打製石器では石鏃・石錐・刃器・楔形石器・打製石斧および石核・剥砕片など、磨製石器では石鏃・石剣・石庖丁・磨製石斧など、礫石器類としては石錘・磨石・敲石・台石・砥石などが挙げられ⁵⁾、他にいわゆる玉造等に伴う石鋸や剥片等も見られる。使用石材としては、打製石器では、その大半をいわゆるサヌカイトが占め、ついで近隣の河川(主に野洲川)流域で採取しうる頁岩が用いられている。磨製石器では、前述の頁岩を主体とし、同じく同流域において採取可能なその他の堆積岩系や花崗岩系の石材が補完的に用いられている。礫石器では、前述の堆積岩系・花崗岩系石材が主体を占める。玉造に関わる資料では、石鋸がいわゆる紅簾・結晶片岩、および前述の頁岩を、玉の材にはいわゆる緑色凝灰岩もしくは玉髓に類する石材が供されている。なお、頁岩以外の紅簾・結晶片岩や緑色凝灰岩・玉髓などは、いずれも県内での産出状況は現時点では確認されていない。

なお、参考にこれらの石器資料については、残念ながら良好な一括資料には恵まれておらず、より詳細な各石器の

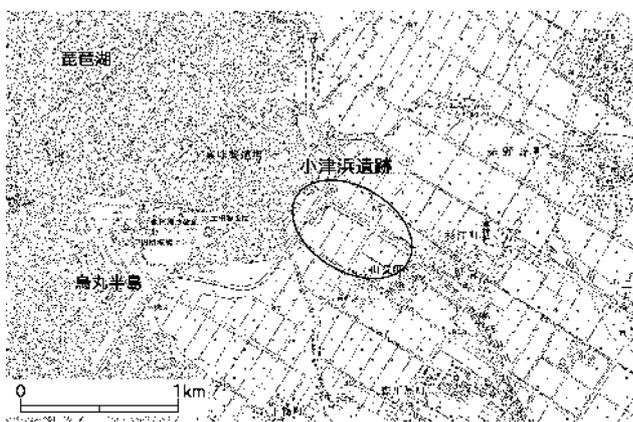


図1 小津浜遺跡の位置図

帰属時期や、その器種構成等の検討対象としては耐えないものであることを申し添えておく。

(2) 個別石器の「器種分類」に際する課題の整理
～磨製石斧を中心に～

では具体的に本題の「磨製石斧」についてみてみよう。図2に挙げたものは、小津浜遺跡から出土した、いわゆる磨製石斧として分類した資料の一部である。なお、磨製石斧そのものの抽出基準は、仮に「刃部と基部を有し、刃部もしくは全体を、最終的に研磨によって整形したある程度重量のある石器」としておく⁶⁾。

報告書では、抽出した磨製石斧を、従前の一般的な分類観に従って、扁平・柱状・その他の3種に大きく区分している。またそれぞれについて片刃・両刃の別と、柱状のものについては円柱・方柱の別についても区別した。なお、大型蛤刃石斧や乳棒状石斧、定角石斧等に類似するものは、刃部から基部まで残存するものの点数が少なかったことから、基本的に全てその他に含めて記述している。以下、報告書での分類を概観する。

S116～118・121～125・(126)は、扁平石斧として分類している。なおS116～118は片刃であり、他は両刃として理解することもできる。

S119・120・128・129(方柱)、S127・130(円柱)を柱状石斧として判断している。そのうちS120・128・129は挟入で、S120・128は片刃、S127は両刃として判断している。

S131～137については、その他の磨製石斧として区分した。S131・133～136は両刃である。

本資料群では、一般にいう「扁平(片刃)石斧」や「柱状(片刃)石斧」などの「加工斧」や、いわゆる「伐採斧」として理解される大型蛤刃石斧や乳棒状石斧等の一部であろう破片資料は認められる。しかし実際には、法量や形態は、実測図が示す通り実にバラエティーに富んでおり決して一様ではない。前述の区分にあてはめて分類することが果たして妥当かどうか再考を要するものや、あるいはさらに詳細に区分しようとするれば、研究者・調査担当者間で、その認定・分類基準についての異同のあり得るものも多いであろう。例えば、S126の資料は磨製石斧・石器類の「未製品」、磨製石器製作途上の「破損品」、刃器等への「転用品」、等の可能性を考え得る資料であろう。またS128は、裏面中央やや上辺りに線状の敲打痕を多数留めることから、例えば敲石として転用された可能性は考える必要がある。そしてさらにいえば、例えば前述のS126などのように、調査担当者の視座・視点次第で何を重視して記載するか、あるいは明確な定形的な製品ではないことから記載しないという可能性さえあり得よう。

その結果、例えば各細別磨製石斧の量比等から、生業や作業内容等を復元する場合、そこに些細かも知れない若干の誤差を生じうる可能性がある。だとすれば、本来的に

は検討・研究主題によって対象とされる資料全点を、新たに観察し直すことが必要とされる場合も生じ得る。しかし、「当該」と考え得る資料全点が、例えば報告書等に記載されていればまだしも、その情報が十分に記載されていない

場合も往々にしてあろう。例えば紙幅の都合等から、「定形的な」あるいは「残存率が高い」ものを優先して載せることは、ごく一般的に為されるであろう。その場合、昨今の発掘資料の膨大な蓄積を鑑みれば、「全点を新たに統一し



図2 小津浜遺跡出土の磨製石斧（小津浜2002から抜粋・転載）

た基準で分類し直す」ことは不可能に近い。

これらの状況から、現状で改めて意識しておくべきこととしては、一次資料の提示は、定形的なもの・残存率の高いものだけでなく、出土資料「全点」を対象として為されることを前提とすべきかも知れない。

3. 具体的課題の抽出(2)

～「転用」という概念の存在～

さて、もう少し踏み込んで、さらに具体的な実態をみたい。それは1.で前述した、「石器にはその履歴が痕跡として残っている」という視座に基づいて石器を観察したとき、その石器個体が持つ意味、すなわち「当時、その石器に付加された意義・意味が、時間の経過とともに変化する可能性がある。」ということである。つまり「転用」という概念の存在である。この概念そのものについては、既に周知のものであろう⁷⁾。しかし、前項で触れたような、「定形的」かつ「残存率」の高いものから整理・提示していく場合、どうしても「転用」された資料については、残存状況があまり良好でない場合が多いことや、その位置付けの複雑さも手伝って、詳細な資料提示が為されないことはしばしばあり得るのではなかろうか。

しかも、問題はそれだけではない。仮に資料が提示されていたとしても、この「転用」概念が往時に適用できると考える場合、単純に「石器数量」＝「道具数量」にはなり得ない。観察・分類の結果とその解釈、あるいはそれらの提示の仕方如何で、そこには大きな誤差を含む可能性が生じるのである。

少し具体例を挙げて考えてみたい。例えば、図3に示した資料をどのように捉え理解するか。

S84は、上・下端縁に、階段状剥離を最終剥離痕として留めることから、最終的に楔形石器（あるいはいわゆる両極技術による、何らかの作業に用いられた道具）として位置付けられたものと判断した資料である。しかし表面左上端に認められる研磨面の存在から、楔形石器様に用いられる以前には、磨製石斧、特に扁平石斧として分類しうるような資料であったことが指摘できる。

一方S134は、上端縁には表裏面に調整・加工痕と判断しうる剥離痕を留める。また下端縁にはいわゆる「刃こぼれ」とも理解しうる小さな剥離痕が密接して認められる。さらに表裏面中央には敲打によるものと思われる線状の痕跡を留める。正報告の時点では、下端縁の小さな剥離痕および表裏面の敲打痕がどの段階で形成されたものか不明であること、上端縁の剥離痕が、例えば刃縁（機能縁）を意図して施されたものとは考えにくいこと⁸⁾、などの理由から、「磨製石斧」として判断している。

さて、これらの資料の分類の可能性をみたい。状況次第では、2点とも「磨製石斧」として分類され得る（事実、筆者は報告書作成時点では後者は磨製石斧として分類

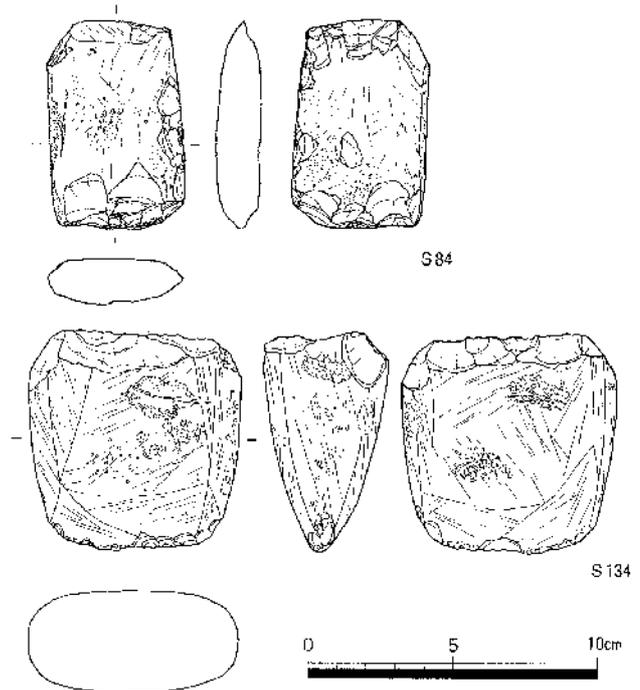


図3 転用が明らかな磨製石斧関連資料
(小津浜2002から抜粋・転載)

している)。あるいは前者は楔形石器、後者は表裏面の敲打痕を評価して敲打石、もしくは下端縁の小さな剥離痕を評価してスクレイパー、として分類されることもあろう。そして、仮に「磨製石斧かそれ以外か」という選択をしたところで、これらの石器が「磨製石斧」あるいは「楔形石器・敲打石」として意識・認識されていた事実が、かつてある時点で存在していたことに変わりはない。こう考えたとき、これらの情報を正確に提示するには、個別に詳述するよりほかにないのではなかろうか。しかし資料提示の手段・状況等によっては、不可能に近い場合もあろう。従って資料提示方法自体の再構築も考慮せざるを得ないのかも知れない。いずれにしても現状では、提示の方法によっては、評価されるべき属性や要素が埋没してしまう危険性を孕んでいる、という可能性が十分にあり得るということを確認しておきたい。

おわりに

そもそも本稿で意図したのは、考古資料を扱う際の留意点について自分なりに整理することであった。しかし、結果的には、器種認定・分類についての複雑さと、さらに「転用」という概念への留意の喚起を指摘するに留まった。従って、現時点で具体的に何らかの再考を迫れるような見解・見通しは得られていない。

ただ、その整理を進めていく中で、「一次資料」全点の資料化を模索する必要を実感しつつ、提示情報の中で「普遍的」「一般的」だからといって、ある一時期の「歴史像」を

構築する材料としてそのみを取り上げられる場合があり得るという現状が、果たして妥当なのかどうかということについて、懐疑的に考え直す必要があることを、改めて再認識することができたことは、筆者なりに些細ではあるが成果としておきたい。

そして今ひとつ、今回扱った「転用」という概念は、既に、より具体的な石器の利用実態に迫りつつ、さらに利用実態の歴史の変遷にまでアプローチし得る可能性が指摘され始めている現状がある。例えば、最近の縄文石器研究では、磨製石斧の「転用」は、縄文時代中期末より遡る例は少ないのではないかと、いう可能性が指摘されている⁹⁾。確かに、石器そのものの帰属時期を判断する方法が、現状では共伴する土器に拠る場合が多く、従って個別詳細な石器の帰属時期決定という観点からは難が残る¹⁰⁾。しかし、筆者が縄文あるいは弥生時代の石器を概観する限り、縄文時代中頃から、磨製石斧自体に留められた最終痕跡が、磨製石斧として使用された以外の利用法を想定し得るものが散見される。そしてまた、弥生時代の磨製石斧においては、前述のように、縄文時代のそれよりもさらに様々な痕跡を留めるようになる。つまり、「転用」という概念そのものが、何時から生じ、それが考古資料に結果としてどのように反映されているのか、さらにそれはどのような価値観の変遷を意味するあるいは示すのか、などという問いそのものを、歴史的課題として捉える必要もあろう。そのためには、今回整理したように、石器1点1点に関する詳細な観察と記載が必要になってこよう。

ちなみに、この「転用」事例は、石器だけに限った話ではない。例えば、縄文時代にしばしば見られる「土器片錘」なども、土器として作られ、使われた時点から、どのようなライフサイクルで土器片錘になるのか、あるいは「転用」概念の出現と関連して、そもそも当初から錘を意図して用意された資料はあるのかどうか、などこの「転用」概念を整理することが、より具体的な歴史像の再構築を促すことは想像に難くない。

いずれにしても、今後の課題として自戒を込めて提示しておきたい。一重に御寛恕頂き、ご指導、ご教示頂ければ幸いです。

(すずき こうじ：調査普及課 主任技師)

註

- (1) 該期の呼名称においては、「旧石器」「先土器」「岩宿」等があるが、本稿においては「旧石器」という名称で統一して用いることをお断りしておく。
- (2) カッコ内は本稿において新たに付記した。
- (3) 石器の観察にあたっては、技術・機能形態学的な視点はもとより、昨今の旧石器時代石器研究では一般的になりつつある、いわゆる「変形論」や、「動作連鎖」あるいは「技術的組織」といった概念は、常に充分に考慮する必要がある。この一文は、筆

者なりにそれらの視座を概括し再提示したものである。その詳細については拙稿(鈴木2002b・2002c)を参照されたい。

- (4) 詳細は2002年3月刊行の報告書を参照されたい。
- (5) 打製石器・磨製石器・礫石器という3種区分は、複数の石器分類概念が錯綜しているため、本来は適切ではないかも知れないが、記述の便宜を考慮して用いていることをお断りしておく。
- (6) 改めて、他の磨製石器との分類基準が曖昧であることを実感している。今後の課題としておきたい。
- (7) 「転用された石器」の具体例等については、多くの石器研究や報告書等でも既に指摘されている。ここで敢えてこの問題に触れるのは、その「転用石器」を包括的に把握し直し、器種組成・構成等を含めて明確に問題定義した例を、筆者は現時点では把握していないからである。ご教示を乞う。
- (8) 側面観から少なくとも鋭角な刃部を意図したものとは考えにくい。
- (9) 板倉有太氏の教示による。
- (10) 一方で、「転用」が何時から始まったのか、をある程度検証できれば、逆に後世の混入の可能性を指摘できたり、時期決定を判断しうる材料にもなろう。

引用・参考文献

- 伊庭功・松室孝樹・瀬口眞司・鈴木康二他編著『小津浜遺跡 琵琶湖開発事業関連埋蔵文化財発掘調査報告書6』、滋賀県教委・(財)滋賀県文化財保護協会 2002
- 鈴木康二「「石器」から考えるために～縄文・弥生そして‘物差し’～」『往還する考古学』近江貝塚研究会100回記念論集 2002a
- 鈴木康二「関西の縄文時代草創期の遺跡と石器の概観」『縄文時代の石器～関西の縄文草創期・早期～』関西縄文文化研究会第四回資料集、関西縄文文化研究会 2002b
- 鈴木康二「縄文時代石器研究の覚書～(器種分類)について考える～」『縄文時代の石器～関西の縄文草創期・早期～』関西縄文文化研究会第四回資料集、関西縄文文化研究会 2002c

編集後記

前号の紀要より表紙デザインの刷新をはかりました。書架に並ぶことを想定し、各号ごとにテーマカラーを定めて発刊を重ねていきたいと思えます。

本書が文化財の保護のため、広く活用されることを心より願っております。

(編集担当 M. N.)

平成20年（2008年）3月

紀 要 第21号

編集・発行 財団法人滋賀県文化財保護協会

大津市瀬田南大萱町1732-2

Tel. 077-548-9780(代)

<http://www.shiga-bunkazai.jp/>

E-mail: mail@shiga-bunkazai.jp

印刷・製本 三星商事印刷株式会社